

# 愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン

## 第1 ソーシャルメディア利用ガイドラインの策定目的と基本原則

### 1 当ガイドラインの目的

近年、Facebook や Twitter、LINE 等のソーシャルメディアが普及し、特色ある双方向性を生かした情報伝達媒体として社会に大きな影響力をもつようになっている。愛媛県においても県内の観光情報やイベント情報など、県政情報の発信強化の広報ツールや、県民サービスの向上・県民との協働の手段として、利用されている。

しかし、情報発信に有効なツールである一方、不適切な発言や意図しない非公開情報の発信が一旦なされると、情報は拡散し、完全な消去が不可能なことや、サイバー犯罪によるアカウントの乗っ取りなどにより、自治体の信用失墜が生じるリスクがある。このため、業務上、安全にソーシャルメディアを利用するための指針として策定するものである。

### 2 定義

#### (1) ソーシャルメディア

Facebook、Twitter、LINE 等インターネット上の民間サービスを利用して、双方向で情報のやりとりが可能な情報発信媒体をいう。

#### (2) ソーシャルメディアへの情報発信

記事の投稿やコメントへの回答など、ソーシャルメディアへ情報を登録し、発信すること。

例：「投稿」、「コメント」、「ツイート」等

#### (3) つながり

ソーシャルメディア内での、個人や組織間の関係性や結びつきを表すもの。つながりにより、情報の拡散や双方向のコミュニケーションが生じるため、つながりが増えることで高い情報発信効果が期待できる。

例：Facebook の「友だち」、「いいね!」、「シェア」や Twitter の「フォロワー」、「リツイート」等

### 3 ソーシャルメディアの特性

ソーシャルメディアは人と人とのつながりを促進・サポートするインターネットサービスであり、次に掲げる特性を十分に理解した上で利用すること。

#### (1) メリット

ア 【リアルタイム性】迅速でリアルタイムな情報発信が可能である。

イ 【双方向性】発信情報に対し、利用者が気軽にコメントなどの意思表示が可能である。また、利用者の属性情報（年齢、性別等）や興味のある分野等を把握しやすく、効果測定や検証がしやすい。

ウ 【拡散性】発信情報を利用者が他の利用者と共有していくことで情報が拡がっていく。

#### (2) リスク

ア 【不適切な情報発信】利用者の誤解を招く表現により情報発信してしまうおそれや、不適切な設定により情報が意図せず公開され、情報漏洩に繋がるおそれがある。

イ 【炎上】トラブルのもととなる情報を発信してしまった場合、批判や苦情が殺到し收拾が

つかなくなる危険性がある。

ウ 【信用失墜】誤った情報や個人情報などの非公開情報を発信してしまった場合、急速に拡散し完全に消去することが不可能であるため、情報の訂正が難しい。また、転載や引用により発言の一部が切り取られ意図しない伝播をするおそれがある。

エ 【サービス停止】個別契約によるサービス継続の担保がなく、提供者側の都合によりサービスの停止や仕様変更が行われることがある。また、サービスの利用規約等違反によりアカウントが削除されることがある。

オ 【想定外の業務量増】発信情報に対する意見、質問への対応に多大な労力を要する可能性がある。

#### 4 適用範囲

##### (1) 公的利用

ソーシャルメディアを利用し「観光PR」、「地域活性化」、「防災」等の公開を前提とした広報業務として運用する所属（運用を業者に委託している所属を含む。以下同じ。）及び、職員（再任用職員、臨時職員、日々雇用職員、派遣職員、嘱託職員を含む。以下同じ。）の情報発信に対して適用する。

##### (2) 私的利用

個人アカウントによる私的利用については、個人の自覚と責任において自由に行えることは言うまでもないが、匿名利用においても、発信者が特定されるおそれがあることを十分に認識し、誤解やトラブルを招くことのないよう、当ガイドラインの趣旨を踏まえて、適切な利用に努めること。

#### 5 基本的な遵守事項

(1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規定等を遵守し、職員としての自覚と責任を持った情報発信を行うこと。特に、地方公務員法に規定する守秘義務、信用失墜行為の禁止や政治的行為の制限に違反する発信を行わないこと。

(2) 愛媛県情報セキュリティポリシー、当ガイドライン、他に定める規定等を遵守すること。

(3) 利用するソーシャルメディアの利用規約を遵守すること。

(4) 著作権、肖像権、プライバシー権等の他者の権利を侵害しないこと。

(5) 職務上知り得た秘密や公表してはいけない個人情報を扱わないこと。

## 第2 公式アカウントの運用ガイドライン

### 1 公式アカウントの開設・公開

#### (1) 公式アカウントの開設

ソーシャルメディアの利用を希望する所属は、発信する情報が特定の分野において充実し、かつ利用者のニーズが多い分野である場合には、広報広聴課との協議を経て、当該組織の責任において公式アカウントを開設することができる。

#### (2) 公式アカウントの公開

公式アカウントは、原則県ホームページに一覧を掲載し、公開するものとするが、アカウン

トの利用目的、発信対象等によっては公開しないこととする。

## 2 公式アカウント開設の方針

無用に多くの公式アカウントを開設することはせず、情報発信効果の高いものを整備するため、開設を準備する前に以下の必要性を十分に検討すること。

### (1) ソーシャルメディアで情報発信を行う必要性

ソーシャルメディアは、利用者からのコメントや反応を見る双方向性を効果的に活用すべきものであり、発信する情報が月に数回程度で、閲覧状況の把握や利用者からの投稿を期待しないのであれば、多くの利用者が抵抗なくアクセス可能である県ホームページ等、従来のWebサイトで情報発信を行うこと。

### (2) 新規アカウントを作成する必要性

既設アカウントでの対応が可能かどうか検討し、不必要なアカウントが乱立しないよう注意すること。

## 3 開設までの手続き

公式アカウントの開設を予定する所属は、次の手順によること。

### (1) 公式アカウントの利用方針及び運用マニュアルの作成

公式アカウントを開設しようとする所属は、あらかじめ次の事項を明確にした利用方針及び運用マニュアルを作成すること。なお、ソーシャルメディアの選定に当たっては、その特性を十分に把握し、理解した上で選定すること。

#### ア 利用方針

(ア) ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う目的

(イ) 利用するソーシャルメディアの種類

(ウ) 情報発信の対象者（どのような属性を持つ人にアプローチするのか）

(エ) 情報発信の内容（目的達成のためにどのような情報を発信するか）

(オ) 利用者のメリット（提供する価値、利用する動機付けは何か）

(カ) 発信の頻度、タイミング、発信方法、利用者からのコメントへの対応、などの利用方法

(キ) 運用管理責任者、運用担当者、決裁フローなどの運用体制（担当者の判断で投稿できるものとする場合はその範囲等を記載）

(ク) 目標（目的の達成度合い、利用者数などの数値目標、継続・撤退ライン等）

#### イ 運用マニュアル

(ア) 情報発信手順（記事の作成・投稿・削除方法等）

(イ) 情報セキュリティ確保の方法（パスワードの管理等）

(ウ) その他、利用するソーシャルメディア特有の事項への対応方法

### (2) 運用を委託する場合における契約上の取り決め

ア 契約書等に、愛媛県情報セキュリティポリシー及び当ガイドラインを遵守することを盛り込むこと。

イ 委託業者における記事投稿担当者及び操作端末の情報について、契約後、業務計画書と併せて提出させること。

ウ 記事や写真の著作権の取り扱いについては、原則として県に帰属するものとし、契約書

等で明記すること。

エ 県用ログインIDと委託業者用ログインIDの取り扱いについて明記すること。さらに、事業終了後の取り扱いについても明記すること。

原則として、複数の公式アカウントで委託業者用ログインIDを共用しないこと。なお、次の条件を全て満たす場合は、複数の公式アカウントで委託業者用ログインIDを共用することを可とする。

(ア) 複数のアカウントでログインIDを共有することを前提としている管理用システムを利用する場合（TweetDeckのチーム機能等）

(イ) 共有するログインIDの認証において、2要素認証（パスワード+ワンタイムパスワード等）を実施する場合

オ 投稿記事が県として発信される内容については、県の事前確認が必要である旨を明記すること。

### (3) 広報広聴課との事前協議

ソーシャルメディアの利用を検討している所属は、利用方針をもとにアカウント運用ポリシー案を作成し、ホームページ管理者（広報広聴課）に事前協議書（様式1）とともに提出すること。なお、協議を受けた広報広聴課は、スマート行政推進課と協議を行い、開設に問題がないと判断した場合、その旨を所属に回答すること。

### (4) アカウントの取得、運用者の明示、及びアカウント運用ポリシーの開示

事前協議において開設が認められた所属は、アカウントの取得等を行うこと。

ア 所属の責任において組織としてのアカウントを取得すること。ただし、登録上アカウント管理者を個人名で登録する必要がある場合は、所属異動時に必ずアカウント管理者の変更を行うこと。

イ 愛媛県の公式アカウントとして運用していることを利用者に明示するため、県ホームページに掲載するとともに、開設したページのアカウント運用ポリシー内からも県ホームページの公式アカウント一覧にリンク付けをし、県の真正な情報発信である旨を明らかにすること。

### (5) 新たなソーシャルメディアの検討

本県で利用実績のない新たなソーシャルメディアの利用については、利用主体となる所属と広報広聴課及びスマート行政推進課の3者で総合的に検討すること。

## 4 アカウント運用ポリシーの策定

ソーシャルメディアを利用する際には、次に示す項目を掲載したアカウント運用ポリシーをアカウントごとに定め、県ホームページに掲載すること。なお、特に重要な事項については、情報発信の都度周知すること。

(1) タイトル名 「《アカウント名》《ソーシャルメディア名》アカウント運用ポリシー」

(2) 前書き 開設することとなった経緯、目的を記述。 ※記述参考例は次のとおり

《組織名》では、《発信情報》に関する情報を提供するとともに、ソーシャルネットワークを生かしてリアルタイムに情報発信することにより、一層の《目的を羅列》を目的として《ソーシャルメディア名》のアカウントを取得しました。つきましては、利用者の皆様に誤解や混乱を生じさせることがないように、当アカウントの運用方針を次のとおり定めます。

### (3) 対象のアカウント

ア アカウント名

イ URL

(4) 掲載内容 簡潔に

(5) 運用管理者 開設し運用する所属（もしくは協議会等の組織名、構成する各市町等）

(6) 投稿時間 ※記述参考例は次のとおり

原則、執務時間内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く〇時〇分～〇時〇分）において不定期に投稿します。

(7) コメント等への回答

ア コメントに対して回答を行う場合は、誠意をもって対応すること。

イ 返答することが確実でない場合はその旨を記述すること。

例)「当アカウントに頂いたコメント等に対し、返答できない場合があります。」

ウ 利用者間の情報交流を目的とし、返答をしない場合にはその旨を明確に記述すること。

例)「当アカウントの投稿については、利用者間の情報交流を目的としており、運用管理者からコメントはいたしません。」

エ 返答する場合であっても、ソーシャルメディアによる業務の目的と異なる内容のコメントに対しては、返答の対象外となる旨を記述すること。例えば、観光PRのページに、行政手続き等の意見や質問を投稿しても返答しないなど。

(8) 禁止事項 ※記述参考例は次のとおり

当ページを御利用いただく際は、以下のような内容の投稿は御遠慮下さい。内容が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿内容の全部又は一部を削除することがあります。

○特定の個人、企業、国、地方公共団体及び各種団体などを誹謗中傷する内容

○他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容

○著作権、商標権、肖像権などの県または第三者の知的財産権を侵害するおそれのある内容

○法律、法令等に違反している内容、または違反するおそれがある内容

○公の秩序または善良の風俗に反する内容

○本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容

○有害なプログラム

○わいせつな表現などを含む不適切な内容

○その他、当ページの運営上、他人に不利益を与えるなど、不適切と判断した内容

(9) 知的財産権 ※記述参考例は次のとおり

○当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、《組織名》あるいは《組織名》以外の原著作者等に帰属します。

○当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

(10) 免責事項 ※記述参考例は次のとおり

1 《組織名》は、利用者が当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

2 《組織名》は、利用者により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。

3 ≪組織名≫は、上記 1～2 の他、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

4 ≪組織名≫は、当アカウント運用ポリシーを、予告なく変更する場合があります。

(11) 個人情報 ※記述参考例は次のとおり

- 当ページでの個人情報の収集・利用・管理について、愛媛県ホームページ「プライバシーポリシー」のとおり、愛媛県個人情報保護条例にもとづき、次のとおり適切に取り扱います。
- 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
- 当ページを通じて≪組織名≫が個人情報を収集するときは、利用者の意思による情報の提供を原則とします。個人情報の収集にあたってはあらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。
- 個人情報は、本人の同意がある場合など愛媛県個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはありません。
- 収集した個人情報については、≪組織名≫が厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。また、利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去します。

(12) 問い合わせ先

電話、電子メール等のソーシャルメディア以外の問い合わせ先を記載する。

(13) その他 必要に応じ項目を追加すること。

## 5 情報発信ガイドライン

### (1) 情報発信の基本事項

- ア アカウント毎の利用目的に沿った情報を発信すること。
- イ 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信を行うこと。
- ウ 発信はタイムリーであること。
- エ 5W1Hの配慮や専門用語の多用を避け、分かりやすい平易な言葉で丁寧に発信することや、使用する画像等により、発信側の意図がすばやく、明確に、正確に伝わるものになるよう工夫すること。特に、誤解を受けるような表現は避けるよう細心の注意を払うこと。
- オ 「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成方法に関する指針」を参考としアクセシビリティに配慮すること。特に機種依存文字等を使用しないこと。

### (2) 効果的な情報発信

#### ア ソーシャルメディア内のつながりの強化

情報の拡散範囲の拡大や利用者とのコミュニケーションを活性化するため、ソーシャルメディア内のつながりを強化するよう、次に示す項目を常に意識し、工夫を凝らすこと。

- (ア) ソーシャルメディアでの情報発信を始めたことを告知する。
- (イ) 最初に目に触れる表紙の写真やバナーを魅力あるものとする。(笑顔、明るい色等)
- (ウ) 活発・多頻度で投稿する。
- (エ) 積極的にフォローを行う。
- (オ) 反応が良い発信内容(写真の活用)や発信時間帯を工夫する。
- (カ) 写真や動画を掲載する場合は、快適に閲覧ができるよう適切な解像度、ファイル容量に

するよう工夫すること。

イ 県ホームページ等との連携

多量で複雑な情報は、ソーシャルメディアでの発信が効果的でない場合があるため、県ホームページ等へ詳細情報を掲載し、リンク等で案内するなどの工夫をすること。

また、ソーシャルメディア利用者以外への情報発信の観点からも、県ホームページを含めた其他媒体での情報発信を併用・連携し、アクセス数向上などの相乗効果を高めること。

(3) リスク対策

ア 自身の役割や立場と責任の理解

自身の所属組織や役割を自覚し、業務や専門分野等に応じた内容で、責任を持って情報発信すること。

イ 情報発信の際の意思決定

発信する情報については、原則として事前に所属長の了解を得ること。

ウ 利用者（住民等）とのコミュニケーションのあり方

(ア) 冷静かつ誠実な対応を心がけ、感情的な対応や、敵対的な言動をしないこと。

(イ) 反対意見を述べる場合は、十分に注意を払うこと。

(ウ) 傾聴の姿勢を忘れず、利用者の声に耳を傾けること。

エ 発信してはいけない情報

(ア) 業務上知り得た個人情報や機密情報（プレスリリース等の未発表の情報を含む。）、愛媛県の情報セキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはいけない。

(イ) 利用者とのトラブルや愛媛県の信用失墜等を避けるため、次に掲げる不適切な情報を発信してはいけない。

①職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報

②他人や組織を誹謗中傷する内容や他人に不快又は嫌悪の念を起こさせるような情報

③人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報

④著作権等知的財産権の侵害などの違法行為、又は違法行為をあおる情報

⑤出所が不確かな信頼できない単なる噂や噂を助長させる情報

⑥わいせつな内容及びその内容を含むホームページへのリンク

⑦その他公序良俗に反する一切の情報

オ 情報発信内容における「リンク」の取り扱い

(ア) 他のWebサイト等へのリンクを掲載する場合、外部サイトについては一律に県が提供しているサイトと誤認されることを認識して、リンク先が外部サイトであることを明記するなど、慎重に取り扱うこと。

(イ) URL短縮サービスは、本来のURLが分からず、利用者に不安を与えるおそれがあるため、原則として利用しない。

カ 写真掲載への配慮

(ア) 人物写真

人物写真を撮影・掲載する場合は、肖像権やプライバシー保護の観点から、本人に掲載する旨の承諾を得てから掲載すること。

(イ) 商業施設や飲食店内における撮影

商業施設や飲食店内で撮影する場合は、事前に許可を得た上で撮影すること。記事及び

写真の掲載についても、あらかじめ相手方の了解を得ること。

(ウ) 県主催以外のイベントなどの撮影

コンサートやプロスポーツなどの場合、写真撮影及びブログへの掲載に許可が必要な場合があるため、主催者に確認のうえ撮影・掲載すること。

## 6 トラブル対応

発信した情報により、意図せず利用者を傷つけたり誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなくてはならない。

批判や非難のコメントなどが殺到する状態の「炎上」やアカウントの「乗っ取り」、偽アカウントによる「なりすまし」等が発生した場合は、速やかに所属長に報告し次のとおり対応するとともに、広報広聴課及びスマート行政推進課へ報告すること。なお、これらの事象が発生し、当該状態が収束しない、又は社会に与える悪影響が大きいと判断される場合は、状況に応じて県ホームページへの掲載や信頼できる機関、メディアを通じて注意喚起を行うこと。

### (1) 炎上

炎上が発生した場合は、反論や抗弁は控え、冷静に対応し、発信情報に問題があった場合は修正し謝罪すること。なお、対応に時間を要する場合はその旨の説明をし、無視しているなどと誤解されるような事態を招かないように誠実に対応すること。

ただし、明らかに悪質と判断される利用者からの投稿が継続的に行われた場合は、非表示や削除する等のソーシャルメディアの機能を利用した対応も検討すること。

### (2) 乗っ取り

公式アカウントのユーザIDやパスワードを乗っ取られ、コンテンツの改ざん等の被害にあった場合は、直ちに委託業者へ連絡し、より上位の権限を持つ者を確認の上、パスワードを変更するとともに、当該アカウントを非公開にすること。

### (3) なりすまし

公式アカウントとそっくりな偽アカウントを作成される「なりすまし」の被害にあった場合は、県ホームページ公式アカウントや、信用できる機関、メディアを通じてなりすましアカウントが存在することの注意喚起を行うこと。

### (4) その他

公式アカウントへの不正アクセス、脅迫や詐欺の疑いのある書き込み等、犯罪被害又はそのおそれが発生した場合は、関係部署や、警察等の関係機関に速やかに連絡、相談するとともに、事態の収拾に向け最善を尽くすこと。

## 7 運用管理

### (1) 管理用パスワード

ア ソーシャルメディアの制約がない限り、セキュリティ対策上8桁以上の英字（大文字、小文字）、数字、記号を混在させると共に、年に1回以上変更すること。また、秘匿を徹底すること。

イ 上記アの対応が困難な場合は、2要素認証（パスワード+ワンタイムパスワード等）を実施すること。

### (2) アカウントの機能設定

ソーシャルメディアの機能については、開設時はもちろん運用後に機能が追加・変更される場合があるため、設定を定期的を確認し、必要に応じて変更すること。

### (3) 管理責任

ア 運用、発信情報の管理は、所属長の責任において行うこと。

イ 他自治体や民間との共同運営、又は運営を委託する場合において、県に帰属する情報については、県が責任を問われることを前提に、所属長の責任において運用及び発信情報の管理を行うこと。

ウ 担当者の判断で情報発信できる範囲を事前に設定する場合は、第2の3(1)アの「利用方針」にある決裁フローなどにその旨を記載し、所属長の承認を得て運用すること。なお、担当者の判断で情報発信できるとしている内容については、可能な限り複数の職員で確認を行ってから情報発信し、所属長は定期的に投稿の内容を確認すること。

### (4) PDCA

ソーシャルメディアの運用において、PDCA(「Plan(計画)」-「Do(運用)」-「Check(検証・解析)」-「Action(改善・見直し)」)は重要であり、各作業を継続的に繰り返すことで、効果的な広報活動を維持しなければならない。特に以下の項目等を日頃から検証し運用していくこと。

ア 効果的な広報がなされ利用者の反応は良いか。(共有された数、クリック数、コメント内容等)

イ 継続的な情報発信がなされているか。

ウ 総合評価(当初の目的をどれだけ達成できているか。)

## 8 継続と廃止

公式アカウント運営の継続と廃止の判断は、運営主体である所属が行う。なお、広報広聴課は、必要と認める場合、運営主体である所属に改善や廃止等を助言することができる。

### (1) 判断基準

以下の状況が発生した場合は、公式アカウント運営自体の廃止を検討すること。

ア 当初の目的を達成したとき。(登録者を他の目的に活用できる場合はこの限りではない)

イ 目標の達成や、情報発信の効果の見込みが立たないと判断されるとき。

ウ セキュリティ上の脅威など、アカウントを継続することで、利用者又は県にとって著しい不利益が生じる事態や可能性が認められたとき。

エ 県の公式アカウントとしての品質が担保できず、利用者の信頼を損なうことに繋がるおそれが高いとき。(例：更新の頻度が著しく低下したとき等)

### (2) 廃止方法

公式アカウントを廃止する場合は、以下の手順で行うこと。ただし、アカウントを継続することで、利用者又は県にとって著しい不利益が生じる事態が認められた場合は、直ちにアカウントを削除することができる。

ア 公式アカウントを廃止する場合は、廃止報告書(様式2)をホームページ管理者(広報広聴課)へ提出し、報告を受けた広報広聴課は、県ホームページの公式アカウント一覧から削除すること。

イ 削除に当たっては、必要と認められる期間、公式アカウント内や県ホームページにおい

てアカウントを停止した旨の周知を図った後にアカウントを削除すること。

### 第3 個人アカウントの私的利用における留意点

個人アカウントでの私的利用においては、自らが公務員であることを自覚し、地方公務員法並びに関係法令を遵守するとともに、県の信用を損ねることがないように、次の事項に特に留意すること。

- (1) 出張中の移動時間や超過勤務時間を含め、勤務時間中の私的利用は行わないこと。
- (2) 業務上支給されている端末を用いた私的利用は行わないこと。
- (3) 思想信条や宗教等、衝突を招きやすく、細心の注意を払う必要のある事柄を話題とする場合には、特に慎重な発信を心がけること。
- (4) 職務に関連する内容については、県政に対する不信を招くおそれがあることを十分理解した上で、情報発信の可否も含め慎重に取り扱うこと。
- (5) 身分を明らかにして情報発信する場合においては、その内容が組織の公式見解ではない旨を明示するなど特に注意すること。
- (6) 匿名利用においても、発信者が特定されるおそれがあることを十分に認識し、上記各号の趣旨を踏まえて適切な利用に努めること。

問い合わせ先

企画振興部政策企画局広報広聴課

企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課

附 則

当ガイドラインは、平成26年1月21日から施行する。

附 則

当ガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

当ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

当ガイドラインは、令和5年6月26日から施行する。